平成２４年（フ）第２３１号
盛岡市加賀野１丁目７番18号　オーパル加賀野Ⅱ－205号
債務者　西舘　達生
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３９号
福島県郡山市西ノ内１丁目１番23号　浜田コーポ203号
債務者　常松　勝俊
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
福島県郡山市西ノ内１丁目１番23号　浜田コーポ203号
債務者　常松　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
福島県本宮市本宮字大森44番地　ニュー大森ハイツ103
債務者　吉田　悦子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
神戸市垂水区福田５丁目２－３農住団地Ｂ棟402号室、住民票上の住所神戸市西区玉津町新方406番地の１
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
神戸市垂水区名谷町3423番地神陽マンション301、住民票上の住所神戸市西区玉津町新方406番地の１
債務者　山本　能計
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
神戸市垂水区名谷町3423番地神陽マンション301、住民票上の住所神戸市西区玉津町新方406番地の１
債務者　山本　諭史
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
神戸市西区玉津町居住142番地の１　県住１－306号
債務者　石原八重子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目９番地の17ヴァンベール大久保502号
債務者　林　　暁美（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
神戸市須磨区衣掛町３丁目１番20号
債務者　大嶋麻奈美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
兵庫県明石市大久保町大窪913番地の８、前住所兵庫県加古郡稲美町草谷197番地の42
債務者　西川　美子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
神戸市西区森友４丁目14番地ポッシュプレイスビル406号
債務者　松本　悦子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
兵庫県明石市別所町17番36号　第３ラッキーハウス、前住所兵庫県明石市藤江1461番地の５　ジュラク・Ａ２－２号
債務者　山内たづ子
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城661番地３Ａ－２
債務者　南　　秀勝
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４０９号
沖縄県那覇市前島３丁目５番３号　メゾンひとし202
債務者　山城　行春
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６１５号
千葉県松戸市小金上総町22番地の67
債務者　吉田　　直
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部